

第87期

定時株主総会招集ご通知

■ 開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1 5階
日本橋三井ホール

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株式会社 岡三証券グループ

証券コード：8609

株主のみなさまへ

株主のみなさまにおかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、心より御礼申しあげます。

このたび第87期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

当事業年度の日経平均株価は、我が国企業の構造改革期待から2024年7月に過去最高値を更新する場面がみられましたが、8月の急落局面を経て、その後は一進一退の展開となりました。一方、米国の株式市場は、生成AIへの期待や米金融政策に対する思惑を背景に2025年2月にかけて堅調に推移したものの、米国政権を巡る不確実性の高まりを受け、当事業年度末に向け波乱の展開となりました。

このような経営環境のもと、当社グループは、金融のプロフェッショナルとして「お客さまの人生に貢献する」ことを社会的存在意義に掲げ、お客さま一人ひとりに寄り添い、最適な商品・サービスを提供することに注力しております。当事業年度は「岡三BANK」や「岡三UBSファンドラップ」をはじめ、多様化するニーズにお応えするためにサービスラインアップのさらなる拡充を図りました。新年度は、岡三オンライン証券の経営を通じて培ってきたデジタル技術やノウハウを活かし、お客さまとの重要な接点となる「岡三アプリ」の開発を計画しており、より多くのお客さまへ、より質の高いサービスをお届けすることを目指してまいります。

今後も、株主さまをはじめ、すべてのステークホルダーのみなさまからの信頼と期待にお応えすべく、企業価値のさらなる向上を図るとともに、社会のサステナビリティに貢献するための取り組みを推進してまいります。株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役社長 新 芝 宏 之



目 次

株主のみなさまへ	1
----------------	---

招集ご通知

第87期定時株主総会招集ご通知	3
-----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）2名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役4名選 任の件	9

議決権のご行使についてのご案内	15
-----------------------	----

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	17
2 会社の株式に関する事項	27
3 会社役員に関する事項	30
4 会計監査人に関する事項	36
5 業務の適正を確保するための体制および 当該体制の運用状況	37
6 会社の財務および事業の方針の決定を支 配する者の在り方に関する基本方針	40
7 剰余金の配当等の決定に関する方針	40

連結計算書類

連結貸借対照表	41
連結損益計算書	42
連結株主資本等変動計算書	43

計算書類

貸借対照表	44
損益計算書	45
株主資本等変動計算書	46

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	47
会計監査人の監査報告書	49
監査等委員会の監査報告書	51

証券コード 8609
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
株式会社 岡三証券グループ
取締役社長 新 芝 宏 之

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.okasan.jp/ir/stockholder/general_meeting)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述いたしますご案内の方法により2025年6月26日（木曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階 日本橋三井ホール (ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

議決権を有する株主さまには、法令上送付が必要な簡易な招集通知（狭義の招集通知および電子提供するウェブサイトのご案内）に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送いたしております。

【お知らせ】

- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

3. 事後の動画配信のご案内

本株主総会においては、以下の配信サイトにて事後の動画配信をいたします。動画配信は株主さま専用のコンテンツとなっており、以下のIDとパスワードをご入力の上アクセスください。

株主専用サイト	株主さまのみにご案内	
ID・パスワード	株主さまのみにご案内	
配 信 予 定 日 時	2025年7月7日（月）午後1時から2025年7月31日（木）午後5時まで	

【株主専用サイトログインまでの手順】

- ①上記の株主専用サイトにアクセスください。
- ②株主専用サイト内のご注意事項をご確認いただき、同意いただける場合は【上記注意事項に同意してログインページに移動する】をクリックください。
- ③ログインページにて、上記のIDとパスワードをご入力ください。
- ④【ログイン】をクリックしてお進みください。

【動画配信に関するご注意事項】

- ・配信映像の録画・撮影や保存はご遠慮ください。また配信URL・ID・パスワードの外部公開はお控えください。
- ・ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、正常にご視聴いただけない場合がございます。
- ・配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主さまのご負担となります。

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性別	現在の当社における 地位および担当	当年度の取締役会への 出席状況
1	再任 新 芝 宏 之 しん しば ひろ ゆき	男性	取締役社長	100% (10回/10回)
2	再任 池 田 嘉 宏 いけ だ よし ひろ	男性	取締役	100% (10回/10回)



候補者
番号

1

しん しば ひろ ゆき
新 芝 宏 之

1958年3月2日生

■ 所有する当社株式数

130,300株

■ 重要な兼職の状況

岡三証券株式会社 取締役会長

再 任

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2011年4月	専務取締役 企画部門・人事企画部担当
2001年6月	取締役就任		
2003年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	2014年4月	取締役社長就任
2004年6月	当社 常務取締役就任	2020年4月	岡三証券株式会社 取締役会長就任
2006年6月	専務取締役就任		現在に至る

取締役候補者とする理由

新芝宏之氏は、2001年より当社取締役として企画部門を担い、2014年より当社取締役社長として当社グループの経営の推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、候補者が選任され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の対象となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者
番号

2

いけ だ よし ひろ
池 田 嘉 宏

1962年7月15日生

■ 所有する当社株式数

76,700株

■ 重要な兼職の状況

岡三証券株式会社 取締役社長

再 任

略歴、当社における地位および担当

1986年4月	当社入社	2021年4月	当社 専務執行役員就任
2014年4月	岡三証券株式会社 取締役就任 金融法人部門担当		戦略部門・グループ企業支援部・サステナビリティ推進室・法人RM部管掌 兼システム戦略部・資産運用ビジネス企画部担当（グループCSO兼グループCLO、グループCDO、グループCIO）
2018年4月	同社 常務執行役員就任		岡三証券株式会社 企画部門管掌兼システム企画部担当（CIO）
2019年6月	当社 常務執行役員就任 法人RM部担当 岡三証券株式会社 金融法人部門・グローバル戦略室管掌 兼法人業務部共同管掌	2022年6月	当社 取締役兼副社長執行役員就任 岡三証券株式会社 取締役社長兼社長執行役員就任 現在に至る
2020年4月	当社 グループ企業支援部管掌兼戦略部門担当（グループCSO兼グループCLO、グループCDO） 岡三証券株式会社 企画部門担当		
2020年6月	当社 取締役就任 岡三証券株式会社 取締役就任		

取締役候補者とする理由

池田嘉宏氏は、2014年4月より岡三証券(株)取締役として金融法人部門、企画部門管掌等を歴任し、2022年6月からは同社取締役社長をつとめております。また、2021年4月より当社法人RM部管掌等を歴任し、2022年6月からは当社取締役兼副社長執行役員として多様な領域における幅広い知見に基づいた経営戦略を実行しております。その多様な経験と高い実行力は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、候補者が選任され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の対象となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役今村薫氏、比護正史氏および宇治原潔氏の3名が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制を一層強化するために監査等委員である取締役1名を増員し、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別	現在の当社における地位
1	新任 宮 林 綾 子 みや ばやし あや こ	女性	理事
2	新任 木 村 芳 文 き むら よし ふみ	男性	— 社外取締役候補者
3	新任 佐 藤 慎 一 さ とう しん いち	男性	— 社外取締役候補者
4	新任 岡 野 貞 彦 おか の さだ ひこ	男性	— 社外取締役候補者



候補者
番号

1

みや
宮

ばやし
林

あや
綾

こ
子

1982年12月19日生

■ 所有する当社株式数 2,200株

■ 重要な兼職の状況 —

新 任

略歴および地位

2005年 4月 岡三証券株式会社入社
2005年 5月 同社 金融法人第二部
2012年 7月 同社 企画部
当社 広報部

2022年12月 監査等委員会室次長
2023年 6月 監査等委員会室長
2025年 4月 監査等委員会室理事
現在に至る

取締役候補者とする理由

宮林綾子氏は、岡三証券(株)においてリレーションシップマネジメント業務に携わり、長らく当社戦略部門において広報IR業務を担い、経営戦略を踏まえた外部ステークホルダーとの関係構築に寄与したほか、2023年より監査等委員会室長をつとめるなど、その実績・適切な判断力は高く評価されているところであります。したがって、同氏は当社の経営戦略に精通し、かつ豊富な経験・実績に基づく高い見識を有していることから、経営における監査機能向上のために取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、宮林綾子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、同氏が選任され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の対象となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者
番号

2

き むら よし ふみ
木 村 芳 文

1954年10月7日生

■ 所有する当社株式数 — 株

■ 重要な兼職の状況 —

新 任

社外取締役候補者

略歴および地位

1978年 4 月	株式会社日本経済新聞社入社	2012年 3 月	同社 常務執行役員 クロスメディア営業担当、特別企画室担当補佐
1988年 3 月	同社 米州編集総局ニューヨーク駐在記者	2015年 3 月	同社 専務取締役 クロスメディア営業/文化事業統括
2005年 4 月	同社 編集局長付編集委員	2016年 3 月	株式会社格付投資情報センター取締役副社長
2006年 3 月	同社 欧州編集総局長	2017年 3 月	同社 代表取締役社長
2007年 3 月	同社 法務室長	2021年 4 月	同社 取締役会長
2009年 4 月	同社 法務室長兼経営企画担当補佐	2023年 3 月	同社 特別顧問
2010年 3 月	同社 執行役員 特別企画室長、経営企画/クロスメディア営業担当補佐		現在に至る

社外取締役候補者とする理由および期待される役割

木村芳文氏は、(株)日本経済新聞社におきましては法務室長、特別企画室長およびクロスメディア営業担当等を歴任され、専務取締役として経営に携わられました。また、(株)格付投資情報センターにおきましては代表取締役社長をつとめられるなど、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は企業法務に関する専門の見地や企業経営および財務・会計に関する高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、企業法務に関する専門の見地や企業経営および財務・会計に関する高い見識に加え、経営陣・株主から独立した立場で、金融業界に課せられた社会的使命および適切なリスク管理を意識し、取締役会等を通じて助言を行うこととあります。また、同氏を(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、木村芳文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、同氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の対象となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者
番号

3

さ
佐

とう
藤

しん
慎

いち
一

1956年11月4日生

■ 所有する当社株式数 — 株

■ 重要な兼職の状況 ニデック株式会社 社外取締役

新 任

社外取締役候補者

略歴および地位

1980年 4月	大蔵省入省	2011年 8月	財務省大臣官房総括審議官
1985年 7月	福岡国税局唐津税務署長	2013年 6月	同省 大臣官房長
1997年 7月	外務省在英国日本国大使館参事官	2014年 7月	同省 主税局長
2000年 7月	総務庁行政管理局管理官	2016年 6月	財務事務次官
2002年 7月	財務省主計局主計官 (文部科学係担当)	2017年11月	サントリーホールディングス 株式会社 顧問 (現任)
2003年 7月	同省 主税局調査課長	2022年 6月	日本電産株式会社 (現 ニデック株式会社)
2004年 7月	同省 主税局税制第二課長		社外取締役 (現任)
2005年 7月	同省 主税局税制第一課長		現在に至る
2006年 7月	同省 大臣官房秘書課長		
2009年 7月	同省 大臣官房審議官 (主税局担当)		
2010年 1月	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付)		

社外取締役候補者とする理由および期待される役割

佐藤慎一氏は、財務省におきましては事務次官等の要職を歴任されたのち、ニデック㈱の社外取締役をつとめられるなど、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがいまして、同氏は財務・会計に関する専門的見地および経済・財政やリスクマネジメントに関する高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、財務・会計に関する専門的見地および経済・財政やリスクマネジメントに関する高い見識から、経営陣・株主から独立した立場で、取締役会等を通じて財務健全性の確保やガバナンスに対する助言を行うことであります。また、同氏は㈱東京証券取引所等の定める独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、佐藤慎一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、同氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の対象となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者
番号

4

おか の さだ ひこ
岡 野 貞 彦

1958年11月8日生

■ 所有する当社株式数 — 株

■ 重要な兼職の状況 —

新 任

社外取締役候補者

略歴および地位

1981年4月	社団法人経済同友会事務局入局 (総務、代表幹事・専務理事秘書)	2001年5月	同会 副理事・企画部長
1985年5月	同会 主事 (企画調査、国際経済担当)	2005年5月	同会 副理事・執行役
1987年8月	イリノイ大学(米国)大学院留学	2011年4月	公益社団法人経済同友会 常務理事
1989年6月	社団法人経済同友会 主事 (国際事業兼企画調査)	2021年4月	同会 常務理事・事務局長
1993年5月	同会 参事(国際担当)	2022年4月	同会 事務局長・代表理事
1997年5月	同会 参事 (企画調査担当、代表幹事補佐)	2024年4月	同会 常勤顧問
		2025年5月	同会 事務局顧問(現任) 現在に至る

社外取締役候補者とする理由および期待される役割

岡野貞彦氏は、(公社)経済同友会におきましては事務局長および代表理事を歴任され、長年にわたり経済界全体の発展に尽力されるなど、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経済団体運営を通じた企業経営およびリスクマネジメントに関する幅広い見識や各界とのネットワークを活かした多角的な視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、経済団体運営を通じた企業経営およびリスクマネジメントに関する幅広い見識や各界とのネットワークを活かした多角的な視点に加え、経営陣・株主から独立した立場で、取締役会等を通じて企業経営やガバナンスに対する助言を行うことであります。また、同氏は(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、岡野貞彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、同氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の対象となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス(本総会において候補者が選任された場合)

当社の経営方針および中期経営計画の達成・実現のために必要な各取締役の知識や経験、能力等を一覧化したスキル・マトリックスを策定いたしました。

氏名	役位	主な専門性とバックグラウンド（取締役に期待する知識・経験）					
		企業経営	金融・証券	財務・会計	法律・ リスクマネジメント	DX・IT	サステナビリティ
新芝 宏之	取締役社長	○	○		○	○	○
池田 嘉宏	取締役	○	○		○	○	○
宮林 綾子	監査等委員 取締役		○	○			○
吉田 慎一	監査等委員 取締役 (社外)	○			○		○
木村 芳文	監査等委員 取締役 (社外)	○	○	○	○		
佐藤 慎一	監査等委員 取締役 (社外)		○	○	○		
岡野 貞彦	監査等委員 取締役 (社外)	○			○		○

(注) 各取締役が有するすべての知識・経験を表すものではありません。

議決権のご行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください）。

書面にてご行使いただく場合



行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
詳しくは、「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

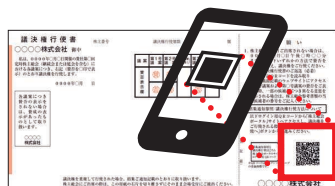
議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家のみなさまへ）

機関投資家のみなさまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

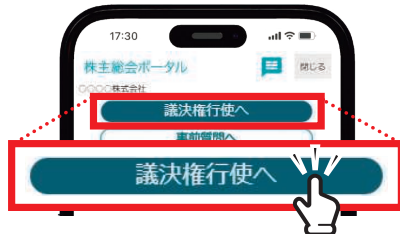
インターネットによる 議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月20日(金) 午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主さまより議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主のみなさまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

1

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は緩やかに回復しました。価格転嫁の進展等により、企業収益は高水準で推移したほか、設備投資は総じて底堅い動きとなりました。また、賃上げの流れが継続していることが窺われた一方で、コメ価格等の上昇を主因として全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数、コアCPI）が前年比＋2％を上回って推移し、物価高によって家計の消費マインドが下押しされ、個人消費は幾分弱めの状況が続きました。

こうした環境のなか、日経平均株価は7月半ばに一時42,000円台まで上昇し、史上最高値を更新しました。しかし、日米要人による円安牽制発言や米国経済への懸念の強まりを受けた急速な円高進行が嫌気され、8月上旬には31,000円台まで急落する場面がありました。その後は、国内主要企業の好決算などが相場の下支えとなった一方、米国経済に対する先行き不安から変動率の高い値動きとなりました。1月以降は、トランプ政権の政策に対する不透明感や円高進行、AI投資の減速懸念が嫌気され、軟調に推移しました。年度末にかけては、米国による自動車への追加関税発動や相互関税に関する発表などを背景に下落幅を拡大する展開となり、日経平均株価は35,617円56銭で当年度の取引を終えました。

債券市場では、4月初旬に0.75％程度だった日本の10年物国債利回りは、日銀の利上げ観測を背景に上昇し、6月から7月にかけて1.0％前後で推移しました。その後は、米国経済の減速懸念が強まったことから8月には一時0.8％を下回ったものの、10月以降は再び上昇に転じ、1月の追加利上げや決算期末に向けた持ち高調整の売りなどを受けて、10年物国債利回りは1.485％で当年度の取引を終えました。為替市場では、4月から6月にかけて米国の堅調な経済指標を背景に利下げ期待が後退し、1ドル＝160円台まで円安が進行しました。7月以降は、米景気の先行き懸念から、一時1ドル＝140円を割り込みました。その後は、トランプ氏の大統領選勝利を受けてインフレ再燃不安が高まり、円安ドル高基調で推移しましたが、1月の日銀による利上げ実施や米景気後退懸念により、円高が進行しました。この結果、4月初めに1ドル＝151円台だったドル円相場は、1ドル＝149円台後半で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと当社グループでは、5ヵ年の中期経営計画に基づき、持続的な成長を実現するための経営基盤の確立に取り組みました。引き続きソリューション営業を推進したほか、中核子会社の岡三証券株式会社を軸として証券会社の金融商品仲介業者転換を支援する証券プラットフォーム事業を開始し、当社グループ内外の証券会社に対して取り組みを進めました。また、岡三証券においては、銀行サービス「岡三BANK」およびファンドラップサービス「岡三

UBS ファンドラップ」の提供を開始し、コア資産（中長期で安定運用する資産）へのアプローチによる資産管理型ビジネスの拡大を図ったほか、菊陽町サテライトプレイス（熊本県）の設置、新たな投資情報サイトの開設など事業基盤の拡充とサービス強化を推進しました。

また、サステナブルな社会の実現に向けて、自社の温室効果ガス排出量ネットゼロへの取り組みを含む気候変動への対応、人権尊重の取り組み・ダイバーシティ推進のほか、ファイナンスを通じた社会課題解決への貢献や金融教育の推進など、証券ビジネスを通じたサステナビリティの取り組みを強化しました。このほか、サステナビリティ委員会を設置し、推進体制の高度化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は819億36百万円（前年度比3.0%減）、純営業収益は798億49百万円（同3.3%減）となりました。販売費・一般管理費は670億10百万円（同0.9%増）となり、経常利益は155億77百万円（同13.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は116億52百万円（同11.5%減）となりました。

① 損益の概況

受入手数料

受入手数料の合計は502億1百万円（前年度比0.5%増）となりました。主な内訳は次のとおりです。

委託手数料

当連結会計年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は27億12百万株（前年度比23.8%増）、売買代金は5兆3,355億円（同14.1%増）となりました。こうしたなか、中核子会社である岡三証券株式会社においては、個人のお客さまの外国株式委託売買代金が前年度比で増加した一方、国内株式委託売買代金は減少しました。

これらの結果、株式委託手数料は223億58百万円（同5.3%減）となりました。また、その他の委託手数料は5億53百万円（同2.3%減）となり、委託手数料の合計は229億11百万円（同5.2%減）となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当連結会計年度における株式の引受けは、大型IPOや複数の主幹事を務めたことにより、引受金額および引受手数料が増加しました。また、債券の引受けは、財投機関債や政府保証債における主幹事を務めたことにより引受金額は増加した一方で、事業債における主幹事引受案件の減少等により、引受手数料は減少しました。

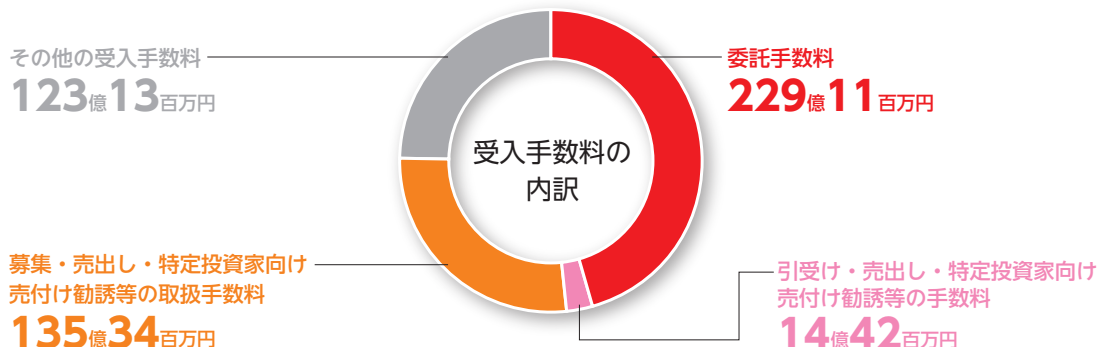
これらの結果、株式の手数料は6億16百万円（前年度比23.0%増）、債券の手数料は8億25百万円（同13.8%減）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は14億42百万円（同1.2%減）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当連結会計年度においては、安定成長が期待される高配当株に着目したファンドが年度を通じて販売を牽引しました。また、日本の金融株に投資するファンドや元本確保を狙うファンド等も人気を集めました。一方で、景気減速懸念や日米政治イベントにより株式市場で不透明感が高まったことを受け、公募投資信託の販売額は前年度比で減少しました。

これらの結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は135億34百万円（前年度比6.1%減）となりました。また、その他の受入手数料については、主に投資信託の信託報酬等により123億13百万円（同24.4%増）となりました。



トレーディング損益

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引等によるものであり、また、債券等トレーディング損益は国内外債券の顧客向け取扱いやポジション管理等に伴うものであります。

当連結会計年度においては、個人のお客さまの外国株式国内店頭取引が前年度比で減少しました。また、外国債券の販売額は個人、法人ともに前年度比で減少しました。

これらの結果、株券等トレーディング損益は203億23百万円（前年度比10.9%減）、債券等トレーディング損益は36億58百万円（同43.7%減）となり、その他のトレーディング損益5億90百万円の利益（前年度は1億64百万円の損失）を含めたトレーディング損益の合計は245億72百万円（前年度比15.7%減）となりました。

金融収支

金融収益は53億3百万円（前年度比47.8%増）、金融費用は20億87百万円（同6.8%増）となり、差引の金融収支は32億15百万円（同96.9%増）となりました。

その他の営業収益

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、18億59百万円（前年度比1.5%増）となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費や不動産関係費の増加等により670億10百万円（前年度比0.9%増）となりました。

営業外損益および特別損益

営業外収益は30億94百万円、営業外費用は3億55百万円となりました。また、特別利益は投資有価証券売却益の計上により23億20百万円、特別損失は10億8百万円となりました。

② セグメント別の業績状況について

当社グループは、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント別の業績状況については記載を省略しております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の主な設備投資につきましては、グループ各社においてシステム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。また、東京都中央区日本橋兜町に兜町オフィスを開設し、当社および岡三証券株式会社の本社オフィスの一部を移転・集約いたしました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

4. 対処すべき課題

今、世界を見渡すと、時代が逆回転し、グローバルゼーション等の戦後のパラダイムが揺らぐとともに、深刻な貿易摩擦や地政学リスクによる緊張が世界を覆っています。一方で、国内においては「投資文化」が根付き始めており、証券ビジネスは中長期的な成長機会が期待されます。この変化を確かな潮流とするには、私たち、証券業界の果たすべき役割が一層重要となります。不確実性が高まる状況のなか、投資家一人ひとりに的確かつ信頼性の高いアドバイスを提供するとともに、多様化する投資家ニーズに真摯に寄り添い、サポートすることが求められていると感じます。

このような環境において当社グループは、お客さまのニーズにお応えする体制を構築し、CX（お客さま体験価値）の向上を図るため、改革をより一層加速しています。中核子会社の岡三証券株式会社においては、地域密着型の経営をさらに徹底すべく、各証券カンパニーへの権限委譲を進め、「分権化」に取り組んでいます。その一環として、従来の「マーケティング統括部門」を廃止して「リテールカンパニー統括部門」として新年度より設置し、「プロダクト・ソリューション部門」も「プロダクト・ソリューション開発推進部門」として進化させました。さらに、データベースやアプリ等のデジタル技術によって、サービス向上を一段と図っていく方針です。

成長戦略である「プラットフォームの高度化」においては、岡三情報システム株式会社と岡三ビジネスサービス株式会社を経営統合し、2025年4月より「岡三ビジネス&テクノロジー株式会社」として、新たに始動させました。当社グループは、多様な証券会社との「共存共栄」の経営を志向しており、グループ内外に対してプラットフォームを提供することで、より多くのお客さまへ高度な商品・サービスをお届けすることを目指しています。

「お客さまの人生に貢献する」ことを存在意義として掲げるとともに、新たにバリューとして「矜持 (Uphold Integrity)」「情熱 (Ignite Passion)」「共創 (Forge Synergy)」を設定いたしました。この3つの価値観を含む経営理念の社内浸透を図り、グループ一丸となって成長戦略を遂行することで、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

5. 財産および損益の状況

区 分		第84期	第85期	第86期	第87期
		(2021.4.1～2022.3.31)	(2022.4.1～2023.3.31)	(2023.4.1～2024.3.31)	(2024.4.1～2025.3.31)
営業収益	(百万円)	73,949	66,551	84,509	81,936
(うち受入手数料)	(百万円)	(46,598)	(41,119)	(49,948)	(50,201)
経常利益	(百万円)	6,898	421	18,061	15,577
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	10,073	529	13,167	11,652
1株当たり当期純利益	(円)	50.89	2.59	64.29	57.62
総資産	(百万円)	816,567	876,057	1,207,779	1,379,738
純資産	(百万円)	189,860	185,638	214,156	208,232

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 第85期より、連結子会社に係る為替差損益について、営業外収益または営業外費用から営業収益に含める表示の変更を行っており、第84期については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 ^{百万円}	100.00 [%]	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	100.00	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	100.00	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	100.00	金融商品取引業
株式会社証券ジャパン	3,000	100.00	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	80 ^{百万香港ドル}	100.00	金融商品取引業
岡三キャピタルパートナーズ株式会社	100 ^{百万円}	100.00	ベンチャーキャピタル 有価証券の運用
OCP 1 号投資事業有限責任組合	1,981	99.50	投資事業有限責任組合
OCP 2 号投資事業有限責任組合	1,088	99.50	投資事業有限責任組合
岡三情報システム株式会社	100	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	100.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	100.00	不動産業 保険代理店業

- (注) 1. 三縁証券株式会社は、2025年5月12日を効力発生日として金融商品仲介業者へ業態転換を行い、三縁証券ウェルスマネジメント株式会社に商号変更しております。
2. 岡三情報システム株式会社と岡三ビジネスサービス株式会社は、2025年4月1日を効力発生日として岡三情報システム株式会社を存続会社とする吸収合併を行い、岡三ビジネス＆テクノロジー株式会社に商号変更しております。

7. 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称および住所

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

② 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

37,808百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

146,692百万円

8. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業のほか、関連事業として投資事業組合財産の管理および運用、情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

9. 主要な営業所等（2025年3月31日現在）

当社本店	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
岡三証券株式会社	東京都（全国計69拠点、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所）
岡三にいがた証券株式会社	新潟県（新潟県内に計13拠点）
三晃証券株式会社	東京都（東京都内に計3拠点）
三縁証券株式会社	愛知県（東海地方を中心に計12拠点）
株式会社証券ジャパン	東京都（全国計16拠点）
岡三国際（亞洲）有限公司	香港
岡三キャピタルパートナーズ株式会社	東京都
OCP1号投資事業有限責任組合	東京都
OCP2号投資事業有限責任組合	東京都
岡三情報システム株式会社	東京都
岡三ビジネスサービス株式会社	東京都
岡三興業株式会社	東京都

(注) 1. 当社は、2024年6月30日付で本店所在地を「東京都中央区日本橋一丁目17番6号」から「東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号」へ変更しております。
2. 株式会社証券ジャパンの拠点には、子会社の営業所等7拠点を含んでおります。

10. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
3,343名	62名増

11. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	9,910 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	9,098
三井住友信託銀行株式会社	8,700
株式会社三菱UFJ銀行	8,375

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数	750,000,000株
2. 発行済株式の総数	231,217,073株
3. 当事業年度末の株主数	36,711名
4. 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,987 ^{千株}	9.92 [%]
日本生命保険相互会社	9,732	4.83
農林中央金庫	9,700	4.81
三井住友信託銀行株式会社	8,859	4.40
大同生命保険株式会社	8,660	4.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,572	2.76
有限会社藤精	5,266	2.61
三東株式会社	5,193	2.58
株式会社りそな銀行	4,937	2.45

(注) 当社は、自己株式29,661千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	14,900株	1 名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「**3** 会社役員に関する事項 4. 取締役の報酬等の額に関する事項」に記載しております。
 2. 上記以外に当社子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）6名に対して59,200株を交付しております。

6. 新株予約権等に関する事項

当社が会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）ならびに執行役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

名 称 (発行決議日)	新株予約権の数 (目的である株式の種類および数)	新株予約権の発行価額 (新株予約権の行使価額)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 主な行使条件
第1回 新株予約権（2015年） （2015年6月26日）	1,294個 （当社普通株式 129,400株）	71,600円 （株式1株当たり 1円）	2015年7月14日から 2045年7月13日まで	別 記
第2回 新株予約権（2016年） （2016年6月29日）	2,160個 （当社普通株式 216,000株）	38,400円 （株式1株当たり 1円）	2016年7月15日から 2046年7月14日まで	別 記
第3回 新株予約権（2017年） （2017年6月29日）	1,447個 （当社普通株式 144,700株）	61,500円 （株式1株当たり 1円）	2017年7月15日から 2047年7月14日まで	別 記
第4回 新株予約権（2018年） （2018年6月28日）	2,029個 （当社普通株式 202,900株）	40,400円 （株式1株当たり 1円）	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	別 記
第5回 新株予約権（2019年） （2019年6月27日）	2,613個 （当社普通株式 261,300株）	33,200円 （株式1株当たり 1円）	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	別 記
第6回 新株予約権（2020年） （2020年6月26日）	3,048個 （当社普通株式 304,800株）	28,100円 （株式1株当たり 1円）	2020年7月14日から 2050年7月13日まで	別 記
第7回 新株予約権（2021年） （2021年6月29日）	3,075個 （当社普通株式 307,500株）	35,700円 （株式1株当たり 1円）	2021年7月15日から 2051年7月14日まで	別 記
合 計	15,666個 （当社普通株式 1,566,600株）			

- (別記) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たると場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによることとする。

事業報告

当事業年度の末日に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が有している新株予約権等は以下のとおりであります。

名 称	新株予約権の数	保有者数	新株予約権の目的である株式の種類および数	
第1回新株予約権（2015年）	89個	1名	当社普通株式	8,900株
第2回新株予約権（2016年）	175個	1名	当社普通株式	17,500株
第3回新株予約権（2017年）	119個	1名	当社普通株式	11,900株
第4回新株予約権（2018年）	150個	1名	当社普通株式	15,000株
第5回新株予約権（2019年）	207個	1名	当社普通株式	20,700株
第6回新株予約権（2020年）	316個	2名	当社普通株式	31,600株
第7回新株予約権（2021年）	288個	2名	当社普通株式	28,800株

3 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
新 芝 宏 之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役会長（代表取締役）
池 田 嘉 宏	取締役 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役社長（代表取締役）
今 村 薫	取締役 (監査等委員)		
比 護 正 史	取締役 (監査等委員)		
宇治原 潔	取締役 (監査等委員)		
吉 田 慎 一	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 取締役（監査等委員）比護正史、宇治原潔および吉田慎一の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）比護正史、宇治原潔および吉田慎一の3氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員）比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）今村薫氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な社内会議や業務執行取締役・使用人等から必要な情報収集を行うとともに、内部統制所轄部署等との十分な連携を図ることで、監査等委員会の監査・監督機能を一層強化するためであります。
5. 取締役（監査等委員）永井幹人氏は、2024年6月27日をもって取締役（監査等委員）を辞任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）である今村薫、比護正史、宇治原潔および吉田慎一の4氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社ならびに子会社である岡三証券株式会社のすべての役員（取締役および執行役員）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等を填補するものです。

4. 取締役の報酬等の額に関する事項

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	123 百万円 (一)	31 百万円 (一)	79 百万円 (一)	11 百万円 (一)	1 名 (一)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	52 百万円 (24 百万円)	52 百万円 (24 百万円)	— (一)	— (一)	5 名 (4 名)
合計 (うち社外取締役)	175 百万円 (24 百万円)	84 百万円 (24 百万円)	79 百万円 (一)	11 百万円 (一)	6 名 (4 名)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬として付与した譲渡制限付株式に係る当事業年度中の費用計上額（取締役11百万円）を含んでおります。
なお、監査等委員である取締役は譲渡制限付株式報酬制度の対象外であります。
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額7億20百万円であります。
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は0名）です。
3. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内であります。
（2022年6月29日開催の第84期定時株主総会決議）
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。
4. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額72百万円であります。
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）です。
5. 監査等委員である取締役（うち社外取締役）の区分における員数には、2024年6月に退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
6. 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容は、次項「② 取締役の報酬等の額またはその算定方法に関する方針について」に定めるとおりであります。

② 取締役の報酬等の額またはその算定方法に関する方針について

当社は、2022年5月19日および2023年4月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

（ア） 取締役の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針

- a. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、グループ全体の着実かつ持続的な成長を実現し、短期および中長期的な業績拡大と企業価値向上に資する報酬体系とする。
- b. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、公正かつ客観的な評価を行うべく、指名・報酬委員会による審議によって役員報酬案を決定する。
- c. 当社は、報酬ガバナンスの観点から、役員報酬の決定方針および報酬水準・構成については、外部サーベイを活用しながら、指名・報酬委員会で継続的に審議する。

（イ） 役員報酬の決定プロセスについて

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等（基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬）について公正かつ客観的な決定を行うため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は監査等委員である社外取締役を議長とし、監査等委員である社外取締役3名および代表取締役社長の4名で構成されており、報酬算定プロセスの妥当性およびその算定が当該プロセスに則して行われていることを審議したうえで、全体の報酬水準および個別報酬水準について提案内容を決定しております。なお、役員報酬の支給水準については、外部機関のサーベイ等を活用し、適正性の判断を行っております。

取締役の個別の報酬額は、指名・報酬委員会にて審議し取締役会に決議事項として提案を行い、取締役会は指名・報酬委員会から受けた提案内容の受諾可否に関する判断について、役員評価の最終評価者として経営成果と役員報酬が整合していることを確認するため、代表取締役社長である新芝宏之氏に一任する決議をしております。代表取締役社長である新芝宏之氏は指名・報酬委員会の提案受諾に関する最終決定をいたします。

報酬の決定スケジュールについては、代表取締役社長の指示により4月に前年度の業績レビューおよび役員評価を行い、その内容を踏まえたうえで指名・報酬委員会において個別報酬案を策定し、6月の株主総会後取締役会において決議を行います。本プロセスによって策定された報酬は同年7月から翌年6月まで適用いたします。指名・報酬委員会からの活動報告ならびに役員報酬決定に至るまでの報酬算定プロセスに係る説明をふまえ、当社取締役会は当事業年度の個別の報酬額の内容が本方針に沿っているものと判断しております。

(ウ) 役員の報酬額について

役員の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定いたします。

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

・金銭報酬

年額7億20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会で決議）

・非金銭報酬（株式報酬）

上記の金銭報酬限度額のうち1事業年度あたり年額1億40百万円以内
（2022年6月29日開催の第84期定時株主総会で決議）

b. 監査等委員である取締役

・金銭報酬

年額72百万円以内
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会で決議）

(エ) 役員報酬の算定方法について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役位毎に定められた基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成されており、報酬構成比率については、どの役位においても業績連動報酬の占める割合が一定程度となるように設定されています。

なお、当社の会長・副会長・社長の役職にある者については、中長期的な経営状況の評価に応じて報酬総額を決定しておりますが、業績によっては報酬の変動幅が他の取締役よりも大きくなる場合があります。

	基本報酬	短期インセンティブ	中長期 インセンティブ
支給 形式	金銭報酬		非金銭報酬
報酬構成 割合	基本報酬 40～45%程度	業績連動報酬 40～45%程度	譲渡制限付株式報酬 15%程度
支給 頻度	年1回改定/月額固定/毎月支給	年1回改定/月額固定/毎月支給	年1回7月に支給

（注）上記報酬構成割合は標準的なモデルであり、会社業績や個別の役員評価等により変動いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、それぞれの役割や独立性を考慮し、固定報酬のみで構成することとしております。固定報酬は、監査等委員である取締役としての責務に相応しいものとし、各々の果たす役割等を考慮して株主総会決議に基づく報酬枠の範囲内にて、監査等委員会において決定しております。

(オ) 基本報酬の支給額の算定方法について

基本報酬の支給額については、担当領域の範囲およびレベル等に応じた支給水準を設定する考え方にに基づき、役位に応じた基準金額を設定しながら、同一の役位内においても、一定の範囲内において昇降給が可能な仕組みとしております。

(カ) 業績連動報酬の支給額の算定方法について

中期経営計画において策定されている定性目標および定量目標を経営の中核的な目標と位置付け、その目標の実現に向けた当社取締役の経営成果を評価する指標であり、定量面においては、グループ各社の各ステークホルダーとの利益意識を共有するグループ全体の総合力を測定する業績指標として、当社の連結営業収益および連結経常利益を採用しております。

業績連動報酬の支給額の算定に当たっては、当社の連結営業収益および連結経常利益を参考に業績連動報酬の総額を決定し、役位および個別の評価に基づいて個人の年間報酬総額を算出いたします。

なお、当事業年度に支給した業績連動報酬に関連する指標である2024年3月期の当社の業績は、連結営業収益845億9百万円、連結経常利益180億61百万円であります。

(キ) 譲渡制限付株式報酬の支給額の算定方法について

譲渡制限付株式報酬の支給額については、担当領域の範囲およびレベルに応じた役位に基づいて支給金額を決定しております。付与株数の算定に当たっては、役位別金額を株価（報酬決議を行う取締役会の前営業日終値）で除した数としております。なお、取締役退任まで譲渡制限を付しております。

5. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	比 護 正 史	当事業年度中に開催した取締役会10回全てに、また、監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から必要な発言・助言を行っております。また、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、主要役職員および主要子会社役員との面談・意見交換等においても弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から有益な提言・助言を行うなど、当社の経営に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。なお、任意の指名・報酬委員会の議長を務め、人材評価および業務執行の適切な評価等、審議の充実に指導的役割を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	宇治原 潔	当事業年度中に開催した取締役会10回全てに、また、監査等委員会12回全てに出席し、運用会社における豊富な経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から必要な発言・助言を行っております。また、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、主要役職員および主要子会社役員との面談・意見交換等においても運用会社における豊富な経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から有益な提言・助言を行うなど、当社の経営に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。なお、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、人材評価および業務執行の適切な評価等を通じて、業務執行取締役等の監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉 田 慎 一	就任後の当事業年度中に開催した取締役会8回のうち7回に、また、監査等委員会8回のうち7回に出席し、報道機関における豊富な経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から必要な発言・助言を行っております。また、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、主要役職員および主要子会社役員との面談・意見交換等においても報道機関における豊富な経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から有益な提言・助言を行うなど、当社の経営に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。なお、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、人材評価および業務執行の適切な評価等を通じて、業務執行取締役等の監督を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	129百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務等について対価を支払っております。

3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亜洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性および適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反の疑義のある行為や不正等を発見した場合には、社長に報告するとともに、取締役会等の審議により、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する体制となっております。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にしております。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来ておりますが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備いたします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にしております。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にしております。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備しております。グループCROは、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を当社取締役会に報告しております。

また、グループCROは、当社子会社のリスク管理の状況をモニタリングし、定期的に当社取締役会に報告いたします。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当は実施すべき効率的な方法を決定しております。当社取締役会では、定期的に当社および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行うこととしております。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する体制となっております。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会、経営会議の承認または報告を求めるものとしております。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図っております。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行っております。

また、監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行うこととしております。

監査等委員会補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備することとしております。

- ① 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

なお、当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとしております。

8. その他当社の監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求めることができます。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を

少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。

一方、グループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会を定期的を開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図っております。

なお、当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

9. 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、当社取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当事業年度は10回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役に一部委任した重要な業務執行の決定の状況および各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② グループ内部監査部が、年間の監査計画に基づき当社グループ会社について内部監査を実施いたしました。内部監査の結果につきましては当社取締役会において報告が行われております。
- ③ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「グループコンプライアンス・ホットライン制度」を定め、グループ内部監査部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、役職員へ周知しております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主に委ねられるべきものと考えております。他方で、事前に取り締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に反する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強制する恐れがあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れがあるものも想定されます。そこで、当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する委員らによる独立委員会を設置してその意見を最大限尊重した上で取締役会の意見を開示し、株主の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。また、当社の成長に資する中期経営計画を策定し、これを着実に実行することにより、安定的かつ継続的な当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つと捉えております。配当につきましては、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。また、内部留保金の使途につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開のために使用していく方針であります。これに加え、成長と還元のバランスや資本効率の向上を図るため、株主還元における指標目標として、総還元性向50%以上を設定しております。

以上の方針に基づき、期末配当につきましては1株当たり30円といたしました。また、当事業年度においては総額12億84百万円の自己株式取得を実施いたしました。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,271,956	流 動 負 債	1,142,917
現 金 ・ 預 金	49,372	ト レー ディング 商 品	462,855
預 託 金	106,417	商 品 有 価 証 券 等	462,855
顧 客 分 別 金 信 託	104,290	デ リ バ ティ ブ 取 引	－
そ の 他 の 預 託 金	2,127	約 定 見 返 勘 定	23,447
ト レー ディング 商 品	520,976	信 用 取 引 負 債	14,768
商 品 有 価 証 券 等	520,934	信 用 取 引 借 入 金	8,918
デ リ バ ティ ブ 取 引	42	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	5,850
信 用 取 引 資 産	82,455	有 価 証 券 担 保 借 入 金	363,881
信 用 取 引 貸 付 金	76,372	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	40,120
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	6,083	現 先 取 引 借 入 金	323,761
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	473,712	預 り 金	75,185
借 入 有 価 証 券 担 保 金	20,005	受 入 保 証 金	33,439
現 先 取 引 貸 付 金	453,707	有 価 証 券 等 受 入 未 了 勘 定	0
立 替 金	1,410	短 期 借 入 金	158,928
短 期 差 入 保 証 金	22,805	未 払 法 人 税 等	2,915
有 価 証 券 等 引 渡 未 了 勘 定	332	賞 与 引 当 金	2,606
短 期 貸 付 金	6,515	そ の 他 の 流 動 負 債	4,889
未 収 収 益	5,635	固 定 負 債	27,450
そ の 他 の 流 動 資 産	2,348	長 期 借 入 金	3,916
貸 倒 引 当 金	△26	リ ー ス 債 務	145
固 定 資 産	107,782	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,564
有 形 固 定 資 産	16,817	繰 延 税 金 負 債	14,752
建 設 物	4,777	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	143
器 具 備 品	1,688	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,922
土 地	10,087	そ の 他 の 固 定 負 債	2,006
リ ー ス 資 産	263	特 別 法 上 の 準 備 金	1,137
無 形 固 定 資 産	6,545	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	1,137
ソ フ ト ウ ェ ア	6,174	負 債 合 計	1,171,505
そ の 他	370	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	84,419	株 主 資 本	182,735
投 資 有 価 証 券	75,520	資 本 金	18,589
長 期 差 入 保 証 金	3,603	資 本 剰 余 金	45,342
長 期 貸 付 金	7	利 益 剰 余 金	133,012
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,442	自 己 株 式	△14,209
繰 延 税 金 資 産	19	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	25,267
そ の 他	1,672	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,545
貸 倒 引 当 金	△847	土 地 再 評 価 差 額 金	449
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,349
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,923
		新 株 予 約 権	229
		非 支 配 株 主 持 分	－
		純 資 産 合 計	208,232
資 産 合 計	1,379,738	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,379,738

連結計算書類

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目							金 額	
営	業			収		益		81,936
受	入	手	数	損		料	50,201	
ト	レ	ン	グ	収		益	24,572	
金	の	の	業	業	収	益	5,303	
そ	融	営	費	業	収	益	1,859	
金	融					用		2,087
純	営	業	収			益		79,849
販	売	費	一	般	管	理		67,010
取	引	・	関	係		費	10,675	
人	動	産	関	係		費	33,543	
不	価	税	務	却		費	7,915	
事	倒	引	償	公		費	8,985	
減			当	金	繰	課	3,171	
租			の	繰	入	れ	1,299	
賃						他	△25	
そ							1,445	
営	業			利		益		12,838
営	業	外	配	収		益		3,094
受	取	に	る	当		金	2,027	
持	分	法	の	投	資	益	679	
そ			外	費		他	387	
営	業	業	組	合	運	用		355
投	資	事	産	除	賃	損	53	
固	定	資	補	売		損	166	
支	払	払	の			費	48	
そ						他	86	
経	常			利		益		15,577
特	別	価	証	利	売	却		2,320
特	有	別	損	損			2,320	
減	資	有	証	券	評	価	743	
投	ル	フ	引	員	権	価	106	
ゴ	融	商	取	責	備	金	0	
金				任	繰	入	158	
税	金	等	調	整	前	当		16,889
法	人	税、	住	民	税	及	5,200	
法	人	税	税	等	等	調	△444	
法	人	税	等	等	合	計		4,756
当	期	税	純	利		益		12,133
非	支	配	株	主	に	帰		480
親	会	社	株	主	に	帰		11,652

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,589	37,959	127,612	△13,089	171,072
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△6,097		△6,097
親会社株主に帰属する当期純利益			11,652		11,652
自 己 株 式 の 取 得				△1,286	△1,286
自 己 株 式 の 処 分		71		166	237
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		7,312			7,312
土地再評価差額金の取崩			△155		△155
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	7,383	5,399	△1,120	11,663
当 期 末 残 高	18,589	45,342	133,012	△14,209	182,735

（単位：百万円）

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予約権	非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	24,168	330	1,376	1,951	27,827	266	14,990	214,156
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△6,097
親会社株主に帰属する当期純利益								11,652
自 己 株 式 の 取 得								△1,286
自 己 株 式 の 処 分								237
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								7,312
土地再評価差額金の取崩								△155
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,623	118	△27	△28	△2,560	△36	△14,990	△17,587
連結会計年度中の変動額合計	△2,623	118	△27	△28	△2,560	△36	△14,990	△5,923
当 期 末 残 高	21,545	449	1,349	1,923	25,267	229	－	208,232

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,089	流 動 負 債	8,384
現金 及 び 預 金	2,942	短 期 借 入 金	7,812
短 期 貸 付 金	19,400	未 払 費 用	231
未 収 入 金	479	未 払 法 人 税 等	13
未 収 収 益	1,124	賞 与 引 当 金	44
そ の 他 の 流 動 資 産	143	そ の 他 の 流 動 負 債	282
固 定 資 産	122,603	固 定 負 債	16,623
有 形 固 定 資 産	2,833	長 期 借 入 金	3,916
建 物	1,160	受 入 保 証 金	1,566
器 具 備 品	51	繰 延 税 金 負 債	10,974
土 地	1,622	資 産 除 去 債 務	120
無 形 固 定 資 産	47	そ の 他 の 固 定 負 債	46
投 資 そ の 他 の 資 産	119,721	負 債 合 計	25,007
投 資 有 価 証 券	46,385	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	69,721	株 主 資 本	98,885
そ の 他 の 関 係 会 社	1,899	資 本 金	18,589
有 価 証 券	1,511	資 本 剰 余 金	23,025
長 期 差 入 保 証 金	343	資 本 準 備 金	12,766
そ の 他	△138	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,258
貸 倒 引 当 金		利 益 剰 余 金	64,270
		利 益 準 備 金	3,224
		そ の 他 利 益 剰 余 金	61,046
		別 途 積 立 金	30,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	31,046
		自 己 株 式	△7,001
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	22,569
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,569
		新 株 予 約 権	229
		純 資 産 合 計	121,684
資 産 合 計	146,692	負 債 ・ 純 資 産 合 計	146,692

計算書類

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目					金 額	
営	業	収	用	益		14,036
商	標	使	貸	料	1,347	
不	動	賃	売	入	1,586	
そ	の	の	収	高	55	
金	融	費	上	益	11,046	
営	業	費	管	用		4,766
販	費	・	理	費	4,598	
取	引	一	係	費	920	
人	動	関	係	費	959	
事	産	関	係	費	1,649	
減	価	務	却	費	788	
租	税	償	公	費	98	
そ	融	の	費	課	126	
金				他	56	
				用	167	
営	業	利	収	益		9,269
営	取	外	当	益		1,675
受	定	配	却	金	1,487	
固	資	産	売	益	104	
そ		の		他	83	
営	業	外	費	用		409
投	事	組	運	損	190	
支	払	補	償	費	187	
そ		の		他	32	
経	常	利	益	益		10,535
特	別	利	益	益		290
投	有	券	売	益	290	
資	価	証	却	失		515
特	別	証	損	失	488	
減	損	証	損	失	26	
投	有	員	券	損	0	
ゴ	フ	会	権	評		
				価		
税	引	前	当	期	純	利
法	人	税、	住	民	税	等
法	人	税	税	等	等	調
法	人	税	税	等	等	合
当	期	純	利	益		

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	18,589	12,766	10,093	22,860	3,224	30,000	27,018	60,242
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△6,097	△6,097
当 期 純 利 益							10,125	10,125
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			165	165				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	165	165	－	－	4,028	4,028
当 期 末 残 高	18,589	12,766	10,258	23,025	3,224	30,000	31,046	64,270

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△5,786	95,905	22,242	266	118,414
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△6,097			△6,097
当 期 純 利 益		10,125			10,125
自 己 株 式 の 取 得	△1,286	△1,286			△1,286
自 己 株 式 の 処 分	72	237			237
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			327	△36	290
事業年度中の変動額合計	△1,214	2,979	327	△36	3,270
当 期 末 残 高	△7,001	98,885	22,569	229	121,684

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 裕 子
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 松 本 直 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき株式会社岡三証券グループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 裕 子
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 松 本 直 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、監査等委員会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の充実に資することを監査の基本方針として監査計画を定め、(i) 中期経営計画の取り組み状況 (a) 証券アライアンス拡大に向けたプラットフォーム戦略の推進状況 (b) リテールビジネス改革の進捗状況、(ii) 業務及び財務報告に係る内部統制システムの構築・運用状況、を重点監査項目に設定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人東陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 内部監査については、グループ内部監査部より監査計画の説明を受け、実施した監査について定期的に説明を受けました。さらに、監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員会、会計監査人、内部監査関連部署が三様監査において報告と情報交換を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社岡三証券グループ 監査等委員会

社外監査等委員 比 護 正 史 ㊟

常勤監査等委員 今 村 薫 ㊟

社外監査等委員 宇治原 潔 ㊟

社外監査等委員 吉 田 慎 一 ㊟

以 上

第87期定時株主総会会場ご案内図

会場 日本橋三井ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階

※日本橋三井ホールは、4階ホールエントランスよりご来館ください。

※株主総会ご出席の方へのお土産の配布はございません。

交通のご案内

東京メトロ ●銀座線・●半蔵門線

「三越前」駅 直結

三越方面改札側 COREDO室町1

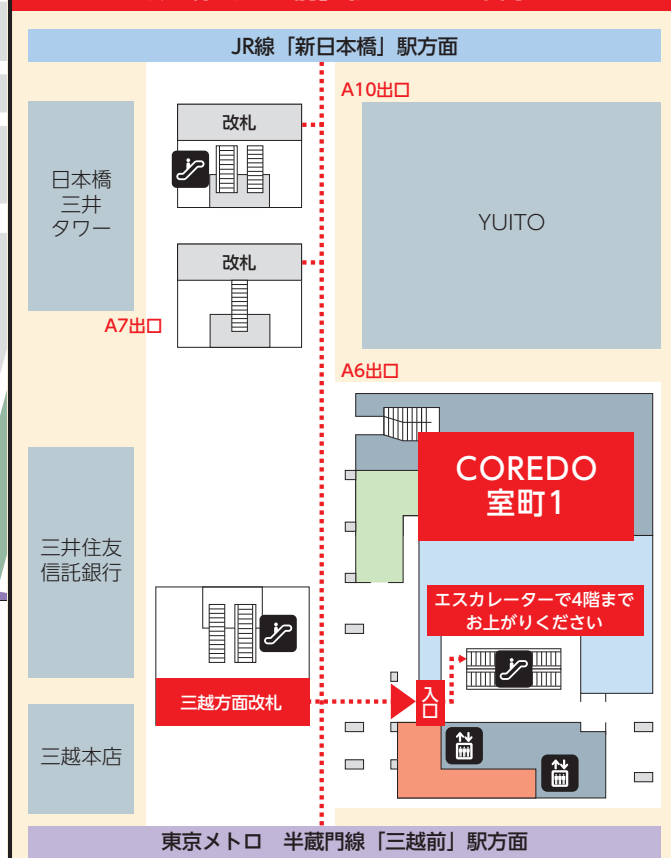
JR線

「新日本橋」駅 地下道直結

地下道を東京メトロ[三越前駅]方面へ移動



銀座線「三越前」駅からのご案内図



株式会社 岡三証券グループ

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

電話：03-3272-2222 (代表)

<https://www.okasan.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。